

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方公共団体には、急激な少子高齢化の進行に伴う子育て支援などの社会保障制度の充実、人口減少下における地域活性化対策など、多岐にわたる役割が求められている。さらに近年は、自治体 DX、脱炭素化の推進、物価高騰対策のほか、多発する大規模災害への対応にも迫られており、地方公務員をはじめとする公的サービスを担う人員も圧倒的に不足している。

一方、政府は「骨太方針」において、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示しているが、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、慢性的な人員不足を踏まえると、より積極的な財源確保が求められる。

このため、2027 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、行政コストの増大を的確に反映するとともに、賃上げ基調に対応する人件費を確保するなど、地方一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政の実現に向けて、以下の事項を求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体 DX、脱炭素化の推進、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それらの対応に係る人件費も含めて、より積極的な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子育て支援、地域医療の確保、介護、生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが地方公共団体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障関連経費の拡充を図ること。特に、これらの分野の人材確保のための地方公共団体の取組みを支える十分な財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、地方財政に影響が出ないように、その財源は必ず保障すること。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、継続的に確保すること。
- 6 地域公共サービスを担う人材の確保のため、2027 年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。また、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
- 7 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けて、必要な財源を保障すること。また、自治体 DX の推進に伴い、地方公共団体の負担増加が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 8 自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁がされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 1 日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方創生、経済財政政策）、デジタル大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣 あて